

インマルサット Fleet Xpress サービス契約約款

令和7年3月10日



目次

第 1 章	総則	6
第 1 条	約款の適用	6
第 2 条	約款の変更	6
第 3 条	用語の定義	6
第 4 条	外国における取扱制限	9
第 2 章	サービスの種類等	9
第 5 条	サービスの種類	9
第 6 条	付加機能	9
第 7 条	サービスの提供区間	10
第 3 章	使用契約	10
第 1 節	使用契約の単位等	10
第 8 条	使用契約の単位等	10
第 9 条	地球局設備の調達等	11
第 10 条	電気通信回線設備の終端	11
第 2 節	使用申込及びその承諾等	11
第 11 条	使用申込の方法	11
第 12 条	使用申込の承諾等	11
第 13 条	船舶番号の割り当て	11
第 14 条	INSD ラックの準備等	12
第 15 条	地球局設備の設置等	12
第 16 条	導入作業及び開通試験の実施	12
第 17 条	利用開始日の通知	12
第 3 節	権利の譲渡及び地位の承継	12
第 18 条	使用契約に基づく権利の譲渡	12
第 19 条	使用契約者の地位の承継	13
第 4 節	使用契約の変更	13
第 20 条	使用契約変更申込及びその承諾	13
第 21 条	使用契約者の氏名等の変更	13

第 22 条	使用契約の休止	13
第 5 節	使用契約の解除.....	14
第 23 条	使用契約者が行う使用契約の解除	14
第 24 条	当社が行う使用契約の解除	14
第 25 条	破産等による解除	14
第 26 条	地球局設備の亡失等による使用契約の解除	14
第 6 節	契約期間	15
第 27 条	最低契約期間	15
第 28 条	契約期間の更新	15
第 7 節	使用契約者の義務等	15
第 29 条	使用契約者の義務.....	15
第 8 節	INSD ラックの貸与、インマルサット FB-IC カードの発行.....	16
第 30 条	INSD ラックの貸与.....	16
第 31 条	インマルサット FB-IC カードの発行	16
第 32 条	電話番号その他の情報の登録等	16
第 33 条	インマルサット FB-IC カードの管理責任.....	16
第 4 章	付加機能等.....	17
第 34 条	付加機能の提供	17
第 35 条	付加機能の廃止等.....	17
第 5 章	利用中止等.....	17
第 36 条	利用中止等.....	17
第 37 条	利用停止	17
第 6 章	通信等.....	18
第 38 条	サービスの取扱海域等	18
第 39 条	電話通話の取扱地域	18
第 40 条	IP パケット通信の種類と取扱地域.....	18
第 41 条	通信時間等の測定等	18
第 42 条	中断等の申告	19
第 43 条	応答装置等に接続された音声通話.....	19
第 44 条	サービスの稼働率.....	20

第 7 章	自営電気通信設備等の接続等	20
第 45 条	自営電気通信設備等の接続	20
第 46 条	自営端末設備の設置範囲	21
第 47 条	自営端末設備の接続請求	21
第 48 条	自営端末設備の接続の検査等	21
第 49 条	自営端末設備の接続の変更	21
第 50 条	自営端末設備の接続の廃止	21
第 8 章	料金等	21
第 1 節	料金等	21
第 51 条	料金	21
第 2 節	料金等の支払義務	22
第 52 条	使用契約料・準備料金・導入料金・開通料金の支払義務	22
第 53 条	基本料の支払義務	22
第 54 条	付加機能使用料の支払義務	22
第 55 条	通信料の支払義務	23
第 56 条	機器保証料の支払義務と保証の適用	23
第 3 節	違約金	23
第 57 条	使用契約者が行う使用契約の解除時の違約金	23
第 58 条	プラン変更時の違約金	23
第 4 節	料金等の返還	24
第 59 条	基本料の返還	24
第 60 条	電波の干渉と障害	25
第 5 節	料金等の計算方法等	25
第 61 条	料金等の計算方法等	25
第 62 条	料金等の請求時期及び支払時期	25
第 6 節	割増金及び延滞利息	26
第 63 条	割増金	26
第 64 条	延滞利息	26
第 9 章	保守	26
第 65 条	当社の維持責任	26

第 66 条	使用契約者の維持責任	26
第 67 条	使用契約者の切分責任	27
第 68 条	電気通信設備の変更に伴うインマルサット Fleet Xpress 地球局設備又は自営端末設備の変更等 27	
第 10 章	損害賠償	27
第 69 条	責任の制限.....	27
第 11 章	雑則	28
第 70 条	サービスに関する技術的事項	28
第 71 条	当社が別に定める事項	28
第 72 条	サービス使用契約者に係る情報の利用.....	28
料金表	29
附 則	43

第1章 総則

第1条 約款の適用

当社は、国際電気通信連合憲章(平成7年条約第2号)、国際電気通信連合条約(平成7年条約第3号)、条約附属国際電気通信規則(平成2年6月郵政省告示第408号)、電波法(昭和25年法律第131号)及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)その他の法令の規定に基づき、インマルサット Fleet Xpress サービスを提供します。ただし、この約款及び当社が別に定めるところにおいては、インマルサット Fleet Xpress サービス(付加機能を除きます。)に係る料金その他の提供条件のうち、インマルサット Fleet Xpress 地球局側に係るものに限り定めます。なお、本約款に規定していない、当社が販売またはレンタルする設備に関する料金、保証などの提供条件は、インマルサット Fleet Xpress ソリューション附則によるものとします。

第2条 約款の変更

当社は、民法の定めに従い、約款を変更することができます。この場合、料金その他の提供条件は変更後の約款によります。なお、当社は、変更後の約款及びその効力発生時期を、所定の Web サイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

第3条 用語の定義

この契約約款で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

用語	用語の意味
電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けること
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
船舶	海域又は水域で運航するすべての型式の船(動的支持力を有する船舶、潜水船、浮遊機器及び永続的に係留されていない作業台を含みます。)及び海域又は水域で運用される船以外の構造物
インマルサット社	イギリスに本社を置く、移動体向けの衛星通信サービス提供事業者
GX	Global Xpress の略称で、インマルサットが Ka 帯域の衛星ネットワークを経由して提供する高速、グローバルなデータと音声のサービス
FB	Fleet Broadband の略称で、インマルサットが L 帯域の衛星ネットワークを経由して提供するグローバルなデータと音声のサービス

用語	用語の意味
INSD	Inmarsat Network Service Device の略称で、インマルサット Fleet Xpress サービスを提供するために船舶に必要な機能であり、データと音声、GX または FB のどちらのサービスの衛星ネットワークを経由するかルーティングを制御するもので、陸上の監視設備と連携している
INSD ラック	INSD の機能を内蔵した機器及びそれを搭載した 19 インチラックで、インマルサット Fleet Xpress サービスの提供に際して、当社が提供するもの
FX	Fleet Xpress の略称で、インマルサット社が INSD ラックを用いて、GX と FB をシームレスに切り替えて提供する前払い、後払いのサービスの総称
GX 端末	GX を利用するための端末でインマルサット社の仕様に基づき製造されたもの
FB 端末	FB を利用するための端末でインマルサット社の仕様に基づき製造されたもの
インマルサット Fleet Xpress 地球局又は地球局	船舶に設置し、海上にて使用するための無線局であって、通信衛星の中継により無線通信を行うもの
インマルサット Fleet Xpress 地球局設備又は地球局設備	インマルサット Fleet Xpress 地球局に設置したインマルサット Fleet Xpress 通信の用に供するための電気通信回線設備で、アンテナ部、電力増幅部、低雑音増幅部、送信部、受信部、局部発振部、アンテナ制御部、チャンネル制御部及び電源部からなる、GX 端末と FB 端末および INSD ラックにより構成されるもの
インマルサット Fleet Xpress 基地地球局	インマルサット Fleet Xpress 地球局との間の通信を取り扱う陸上の地球局
インマルサット Fleet Xpress 通信	インマルサット社が運営する通信衛星並びにインマルサット Fleet Xpress 基地地球局及びインマルサット Fleet Xpress 地球局等により構成される電気通信回線設備を経由して、インマルサット Fleet Xpress 地球局と陸地との間若しくはインマルサット Fleet Xpress 地球局相互間に発着し、又はインマルサット Fleet Xpress 地球局から発信され船舶に着する通信
インマルサット Fleet Xpress 電話通話	通話に係るインマルサット Fleet Xpress 通信で、GX 音声通話と FB 音声通話からなるもの
GX 音声通話	GX 端末による、音声をパケット化しインターネットの VoIP 技術を利用して電気通信回線のインターネットサービス設備を通じて送り、又は受ける通信
FB 音声通話	FB 端末による、おおむね 3 キロヘルツの帯域の音声を電気通信回線設備を通じて送り、又は受ける通信
船舶番号	Vessel ID とも表記し、インマルサット Fleet Xpress を提供する単位の ID で 6 桁の数字から構成される識別記号
インマルサット FB-IC カード	電話番号その他の情報を記憶することができるカードで、FB 端末に装着して通信を行うためのもの

用語	用語の意味
インマルサット Fleet Xpress 通信サービス 又はサービス	当社インマルサット Fleet Xpress 基地地球局等の電気通信回線設備を使って行う電気通信サービスの総称
インマルサット Fleet Xpress 電話サービス	当社インマルサット Fleet Xpress 基地地球局等の電気通信回線設備を使って行う電気通信サービスのうち、インマルサット Fleet Xpress 電話通話に係るもの
インマルサット Fleet Xpress IP パケットサービス	当社インマルサット Fleet Xpress 基地地球局等の電気通信回線設備を使って行う電気通信サービスのうち、インマルサット Fleet Xpress IP パケット通信に係るもの
インマルサット Fleet Xpress データサービス	当社インマルサット Fleet Xpress 基地地球局等の電気通信回線設備を使って行う電気通信サービスのうち、インマルサット Fleet Xpress データ通信に係るもの
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内にあるもの
自営端末設備	電気通信事業者(事業法第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。)以外の方が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者(電気通信回線設備を設置するものに限ります。)以外の方が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
電気通信回線	利用者(電気通信事業者との間に電気通信サービスの提供を受けるための契約を締結している方をいいます。)が電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定(事業法第 33 条第 9 項若しくは同条第 10 項又は第 34 条第 4 項の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。)に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
他社接続回線	相互接続点を介して当社の電話等網と相互に接続する電気通信回線であって、協定事業者の専用サービスに係る契約に基づいて相互接続点と当該契約の申込者が指定する場所との間に設置されるもの
使用契約	電波法第 38 条の 2 の規定による工事設計認証を取得したインマルサット Fleet Xpress 地球局設備により包括無線局免許を取得し、当社からインマルサット Fleet Xpress に係るインマルサット Fleet Xpress サービスの提供を受けるための契約
使用契約者	電波法第 38 条の 2 の規定による工事設計認証を取得したインマルサット Fleet Xpress 地球局設備により包括無線局免許を取得し、当社からインマルサット Fleet Xpress に係るインマルサット Fleet Xpress サービスの提供を受けるための契約者
発信者	インマルサット Fleet Xpress 通信の請求者
受信者	発信者がインマルサット Fleet Xpress 通信を行おうとする相手

用語	用語の意味
交換局	インマルサット Fleet Xpress 通信に関する交換業務を行う事業所
インターネット	インターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備
技術基準等	端末設備等規則(昭和 60 年郵政省令第 31 号)で定める技術基準及び当社が定めるインマルサット Fleet Xpress 通信サービスの電気通信回線設備に係る端末設備等の接続の技術的条件
消費税相当額	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
利用開始日	船舶における開通試験完了後に、当社がインマルサット Fleet Xpress サービスの利用開始日として通知した日で、基本料、機器保証料などの料金の課金開始日
MIR	Maximum Information Rate(最大回線速度)の略称で、インマルサット Fleet Xpress サービスの GX 端末と衛星区間が利用可能な場合において、1 の FX サービス回線が利用できる上限の回線速度
CIR	Committed Information Rate(確保回線速度)の略称で、インマルサット Fleet Xpress サービスの GX 端末と衛星区間が利用可能な場合において、1 の FX サービス回線に確保する回線速度

第4条 外国における取扱制限

インマルサット Fleet Xpress 通信サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等又はインマルサット社の定めるところにより制限されることがあります。

第2章 サービスの種類等

第5条 サービスの種類

1. インマルサット Fleet Xpress 通信サービスには、インマルサット Fleet Xpress 電話サービス、インマルサット Fleet Xpress データサービス及びインマルサット Fleet Xpress IP パケットサービスの種類があります。
2. インマルサット Fleet Xpress 電話サービスには、GX 端末を利用する GX 音声通話サービスと FB 端末を利用する FB 音声通話サービスの種類があります。
3. インマルサット Fleet Xpress 基地地球局経由によるインマルサット Fleet Xpress データ通信は、3.1kHz オーディオによるみなし通話としての FAX 通信のみを取り扱います。

第6条 付加機能

インマルサット Fleet Xpress 電話のうち、GX 音声通話サービスと FB 音声通話サービスには次の機能をオプションとして追加することができます。

1. GX 音声通話用として 4 回線が設定されており、必要に応じて 1 回線から 20 回線までの追加が可能となっています。5 回線以上の場合には、GX 音声オプションとして一時金での設定費と回線数に応じたオプション料金が発生します。
2. FB 音声通話用として、アナログ電話 1 回線とアナログ FAX1 回線が設定されており、マルチボイス機能により 8 回線までのアナログ音声回線の追加が可能です。ただし、一部の FB 端末の場合には、一時金として設定費が発生します。
3. インマルサット Fleet Xpress IP パケット通信のインターネット接続場所にアムステルダムを選択することができます。この場合も料金表に定めるオプション料金が発生します。

第7条 サービスの提供区間

インマルサット Fleet Xpress 通信サービスの提供区間は、以下の通りとします。

インマルサット Fleet Xpress 通信サービスの種別	提供区間
インマルサット Fleet Xpress 電話サービス	(1) 相互接続点とインマルサット Fleet Xpress 地球局との間 (2) 加入契約回線等の終端とインマルサット Fleet Xpress 地球局との間 (3) インマルサット Fleet Xpress 地球局と外国との間 (4) インマルサット Fleet Xpress 地球局相互間
インマルサット Fleet Xpress IP パケットサービス	(1) 相互接続点とインマルサット Fleet Xpress 地球局との間 (2) 当社使用契約者回線の終端とインマルサット Fleet Xpress 地球局との間 (3) インマルサット Fleet Xpress 地球局と外国との間 (4) インマルサット Fleet Xpress 地球局相互間
インマルサット Fleet Xpress データサービス	(1) 相互接続点とインマルサット Fleet Xpress 地球局との間 (2) 当社使用契約者回線の終端とインマルサット Fleet Xpress 地球局との間 (3) インマルサット Fleet Xpress 地球局と外国との間 (4) インマルサット Fleet Xpress 地球局相互間

第3章 使用契約

第1節 使用契約の単位等

第8条 使用契約の単位等

1. 使用契約は、1 のインマルサット Fleet Xpress 地球局ごとに締結します。
2. 当社との間に使用契約を締結できる方は、1 の使用契約につき、1 人に限ります。

第9条 地球局設備の調達等

1. インマルサット Fleet Xpress 地球局設備の内、GX 端末及び FB 端末については、使用契約者が調達するものとします。
2. 使用契約者は、前項の規定により調達した GX 端末及び FB 端末を、当社が認定したインマルサット Fleet Xpress 地球局設備の一部の電気通信設備として使用するために、GX 端末と FB 端末を当社に登録いただきます。

第10条 電気通信回線設備の終端

電気通信回線設備のインマルサット Fleet Xpress 地球局側の終端は、インマルサット Fleet Xpress 地球局設備とします。

第2節 使用申込及びその承諾等

第11条 使用申込の方法

使用申込をしようとする方は、当社所定の契約申込書を当社に提出していただきます。

第12条 使用申込の承諾等

1. 当社は、受け付けた順序に従って使用申込を承諾します。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、使用申込を承諾するために必要な電気通信設備に余裕がない場合は、その承諾を延期することがあります。
3. 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 使用申込をしようとする方が、インマルサット Fleet Xpress 通信サービスに係る料金、割増金又は遅延損害金の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) そのインマルサット Fleet Xpress 地球局設備によるインマルサット Fleet Xpress 通信サービスの提供が、技術的に困難であるとき。
 - (3) インマルサット社からの承諾を得られないとき。
 - (4) その他インマルサット Fleet Xpress 通信サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。

第13条 船舶番号の割り当て

1. 当社は、インマルサット Fleet Xpress 地球局設備に係る使用申込を承諾したときは、1 のインマルサット Fleet Xpress 地球局ごとに、1 の船舶番号を割り当てます。
2. 当社は、インマルサット Fleet Xpress 地球局設備に係る使用申込を承諾したとき、インマルサット Fleet Xpress 地球局設備に接続される2の端末設備に対して、GX 端末に4の電話番号、FB 端末に2の電話番号を割り当てます。

第14条 INSD ラックの準備等

1. 当社は、第 12 条 使用申込の承諾等 第 1 項の使用申込の承諾後、インマルサット Fleet Xpress 通信サービスの提供に必要な INSD ラックを、インマルサット Fleet Xpress 地球局設備の一部として提供するため、所定の準備作業を行います。
2. 当社は、前項に従い準備した INSD ラックを、使用契約者が第 11 条 使用申込の方法 に従い契約申込書に記入した場所へ送付します。

第15条 地球局設備の設置等

1. 使用契約者は、インマルサット Fleet Xpress 通信サービスを利用される船舶に、前条第 2 項に従い当社が送付した INSD ラックを含めて、インマルサット Fleet Xpress 地球局設備を設置します。
2. 使用契約者には、インマルサット社が指示する事前準備が完了したことを、インマルサット社が別途定める書面にて当社に報告していただきます。

第16条 導入作業及び開通試験の実施

1. 当社は、前条第 1 項で設置されたインマルサット Fleet Xpress 地球局設備に対して、インマルサット Fleet Xpress 通信サービスが利用できるようにするための所定の導入作業を行います。
2. 当社は、導入作業完了後に、インマルサット Fleet Xpress 通信サービスの開通試験を実施します。
3. 導入作業及び開通試験には、前条第 2 項の事前準備が問題なく完了していることを前提に、通常約 2 日を要します。

第17条 利用開始日の通知

1. 当社は、使用契約に係るインマルサット Fleet Xpress 地球局設備について前条第 2 項の開通試験の完了後に、書面により使用契約者にインマルサット Fleet Xpress 通信サービスの利用開始日を通知します。
2. 使用契約者は、前項の利用開始日以降でなければ、インマルサット Fleet Xpress 通信サービスを利用することはできません。

第3節 権利の譲渡及び地位の承継

第18条 使用契約に基づく権利の譲渡

1. 使用契約に基づいて当社からインマルサット Fleet Xpress 通信サービスの提供を受ける権利は、第三者に譲渡することができます。
2. 前項に規定する権利の譲渡は、当社所定の譲渡承認請求書を当社に提出してその承認を得たときにその効力を生じるものとします。
3. 当社は、前項の規定により譲渡の承認を求められたときは、第 12 条 使用申込の承諾等に準じて、これを承認します。
4. 前項の権利の譲渡があったときは、譲り受けた方は、使用契約者の有していた契約上の地位、契約にかかる一切の権利及び義務を承継します。

第19条 使用契約者の地位の承継

1. 使用契約者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、使用契約者の地位を承継します。
2. 前項の規定により使用契約者の地位を承継した方は、承継の日から6か月以内に使用契約者の地位を承継したことを証明する書類を添えて、その旨を当社に通知してください。
3. 第1項の場合において、相続により使用契約者の地位を承継した方が2人以上あるときは、そのうちの1人を代表者と定め、前項の手続きをとってください。代表者を変更したときも同様とします。
4. 前項の規定による代表者の通知がないときは、当社が、代表者を指定します。

第4節 使用契約の変更

第20条 使用契約変更申込及びその承諾

1. 使用契約者は、そのインマルサット Fleet Xpress 地球局においてインマルサット Fleet Xpress 通信サービスのサービス内容を変更するときは、当社所定の契約変更申込書を、契約事務を行う当社の事業所に提出していただきます。
2. 当社は、前項の申込を受けたときは、第12条 使用申込の承諾等に準じてその申込を承諾します。
3. 使用契約者は、プラン変更の際に第58条 プラン変更時の違約金に示す違約金を支払わなければならない場合があります。

第21条 使用契約者の氏名等の変更

使用契約者は、その氏名若しくは商号又は住所若しくは居所について変更があったときは、速やかに書面により契約事務を行う当社の事業所に通知してください。

第22条 使用契約の休止

使用契約者は、インマルサット Fleet Xpress 通信サービスを、1申込あたり7日から180日の間の日数で休止することができます。ただし、その条件は次の各号によるものとします。

- (1) 最低契約期間中の休止期間の合計日数は3年契約の場合は540日、5年契約の場合は900日を超えることはできません。利用開始日が令和3年7月31日以前の契約については、最低契約期間終了後は新たに休止することはできません。利用開始日が令和3年8月1日以降の契約における12ヶ月ごとの自動更新期間中の休止期間については、合計180日間まで休止することができます。
- (2) 休止期間中はインマルサット Fleet Xpress 通信をご利用いただけません。
- (3) 休止期間中のインマルサット Fleet Xpress 通信サービスの月額基本料は、料金表に定める料金額になります。休止の開始と終了それぞれの月における月額基本料は日割計算となります。
- (4) 付加機能の月額料金は、休止期間中も変更となりません。
- (5) 休止を行った場合は、休止した日数だけ最低契約期間の満了日が延伸されます。これは最低契約期間満了後に更新される契約期間においても適用されます。
- (6) 休止期間中は契約内容の変更および解約を行うことができません。

第5節 使用契約の解除

第23条 使用契約者が行う使用契約の解除

1. 使用契約者は、使用契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の30営業日前までに、書面によりその旨を、契約事務を行う当社の事業所に通知する必要があります。
2. 前項の使用契約を解除しようとする日に、インマルサット Fleet Xpress 地球局が遠隔地移動中であるため等、使用契約者の都合によりインマルサット Fleet Xpress 地球局設備からの通信を有効に停止することができないときは、それを停止することができる日まで使用契約は継続するものとします。
3. 使用契約者は、契約期間の満了前に本契約の解除を請求する場合、第 57 条 使用契約者が行う使用契約の解除時の違約金に定める違約金を支払わなければなりません。
4. 使用契約者は、使用契約の解除後に、INSD ラックを取り外した上で、当社が指定する場所に使用契約者の費用負担で返却するものとします。

第24条 当社が行う使用契約の解除

1. 当社は、使用契約者が第 37 条 利用停止 第 1 項の規定により利用停止をした場合において、使用契約者がなお同条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、その使用契約を解除することがあります。
2. 当社は、使用契約者が第 37 条 利用停止 第 1 項各号のいずれかに該当する場合に、その行為が当社の業務の遂行に支障を及ぼすと認められるときは、利用停止をしないで直ちに使用契約を解除することがあります。
3. 当社は、前 2 項の規定により使用契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を使用契約者に通知します。
4. 使用契約者は、第 1 項又は第 2 項により当社が本契約の解除を行う場合、別に定める違約金を支払わなければなりません。
5. 使用契約者は、使用契約を解除する日までに、INSD ラックを取り外した上で当社が指定する場所に使用契約者の費用負担で返却するものとします。

第25条 破産等による解除

当社は、使用契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申し立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその使用契約を解除します。

第26条 地球局設備の亡失等による使用契約の解除

天災、事変その他使用契約者の責めによらない事由によりインマルサット Fleet Xpress 地球局設備が亡失したときは、その日限り、使用契約は解除されたものとします。

第6節 契約期間

第27条 最低契約期間

1. 使用契約にはプランごとに別に定められた最低契約期間が存在します。
2. 最低契約期間がより短いプランへ契約変更をした場合でも、契約変更前のプランの最低契約期間が適用されます。例として、最低契約期間が60ヶ月のプランの契約満了前に、最低契約期間が1ヶ月のプランへ契約変更した場合でも、契約変更前の最低契約期間の満了日までが契約期間となります。

第28条 契約期間の更新

1. 利用開始日が2021年(令和3年)7月31日以前の契約の場合、最低契約期間満了後の契約期間は1ヶ月ごとの自動更新になります。
2. 利用開始日が2021年(令和3年)8月1日以降の契約の場合、契約期間は以下の通り自動更新されます。使用契約者による自動更新の終了のためには、第23条 使用契約者が行う使用契約の解除に従い、契約を解除いただく必要があります。
 - (1) 1ヶ月プランをご契約の場合、1ヶ月ごとの自動更新
 - (2) 12か月以上のプランをご契約の場合、12ヶ月ごとの自動更新

第7節 使用契約者の義務等

第29条 使用契約者の義務

- 1 使用契約者は、次のことを守っていただきます。
 - (1) 天災その他の災害に際して保護する必要があるとき又はこの契約約款等(契約約款又は料金表(電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件についての別段の合意がある場合はその合意を含みます。)をいいます。以下同じとします。)に定めがあるときを除き、当社の設置する電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、又は分解しないこと。
 - (2) 当社が承諾したとき又は天災その他の災害に際して保護する必要があるときを除き、当社の設置する電気通信設備に線条を連絡し、又は他の機械等を取り付けないこと。
 - (3) インマルサット Fleet Xpress 通信に係る伝送交換の取り扱いに妨害を与える行為をしないこと。
 - (4) 使用契約者は Fleet Xpress 通信を行うにあたり、当社の指示なく意図的に GX 端末、FB 端末及びその他機器の電源を落とさないこと。
 - (5) FB 端末でのバックアップ通信の際には以下の項目に該当する通信を行わないこと。
 - ・ ピアツーピアによるファイル共有
 - ・ スカイクのような商用 VoIP アプリケーション
 - ・ MP3 や MP4 などの動画ダウンロード
 - ・ YouTube やインターネットラジオなどを含むブロードキャスト通信やピアツーピア通信
 - ・ OS 更新のような大容量アップデート
 - ・ インマルサットがインマルサットのネットワークにとって不適合もしくは有害と認めるあらゆる通信

上記に違反する場合には通信の停止並びに当社が事象を認めた月から過去1年間にわたり不正利用分の料金の請求をおこなうことができるものとします。

- 2 使用契約者は、前項の規定の適用については、当社が設置する電気通信設備について、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、使用契約者以外の方の行為についても当社に対して責任を負っていただきます。
- 3 使用契約者は、前2項の規定に違反して、その設備を亡失し、又は毀損したときは、その補充、修理その他の工事に要する費用を負担していただきます。

第8節 INSD ラックの貸与、インマルサット FB-IC カードの発行

第30条 INSD ラックの貸与

1. 当社は、使用契約者に対し、INSD ラックを貸与します。
2. 使用契約者は、当社が貸与する INSD ラックを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

第31条 インマルサット FB-IC カードの発行

1. 当社は、使用契約者に対し、インマルサット FB-IC カードを発行します。
2. 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が発行するインマルサット IC カードを変更することがあります。この場合は、あらかじめその旨を使用契約者に通知します。

第32条 電話番号その他の情報の登録等

1. 当社は、使用契約を締結する場合に、当社より貸与する INSD ラックならびに当社より発行するインマルサット FB-IC カードに電話番号その他の情報の登録等を行います。
2. 当社は、前項の規定によるほか、やむを得ない理由により電話番号の変更を必要とする場合は、当社が電話番号の登録等を行うことがあります。この場合は、あらかじめその旨を使用契約者に通知します。

第33条 インマルサット FB-IC カードの管理責任

1. 使用契約者は、インマルサット FB-IC カードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。
2. 当社のインマルサット FB-IC カードを所有する使用契約者は、インマルサット FB-IC カードについて盗難にあった場合、紛失した場合又は毀損した場合は、すみやかに当社に届け出てください。
3. 当社は、第三者がインマルサット FB-IC カードを利用した場合であっても、そのインマルサット FB-IC カードを所有する使用契約者が利用したものとみなして取り扱います。
4. 当社は、インマルサット FB-IC カードの盗難、紛失又は毀損に起因して生じた障害等について、責任を負わないものとします。

第4章 付加機能等

第34条 付加機能の提供

- 1 当社は、使用契約者等からの請求があったときは、次の場合を除いて、別に定める付加機能を提供します。
 - (1) 付加機能の提供を請求した方が、付加機能に係る料金の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 2 当社は、別に定めるところにより、その付加機能の利用を停止又は廃止することがあります。

第35条 付加機能の廃止等

1. 付加機能(以下本条においては、料金表で基本料を定めているものに限ります。)の提供を受けている方は、付加機能を廃止しようとするときは、あらかじめ、そのことを、契約事務を行う当社の事業所に書面により通知していただきます。
2. 当社は、付加機能の提供を受けている方がその加入契約又は利用契約等を解除し、又は当社により解除されたときは、当該付加機能に係る契約も解除します。

第5章 利用中止等

第36条 利用中止等

当社は、次の場合には、インマルサット Fleet Xpress 通信サービスの利用を中止または制限することがあります。

- (1) インマルサット社の電気通信設備の修理、改良、保守又は工事によりやむを得ないとき。
- (2) 容量制限、ネットワーク設備の障害およびインマルサット社による非常時の優先通信などにより一時的に利用不可または利用制限するとき。

第37条 利用停止

- 1 当社は、使用契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内の期間(インマルサット Fleet Xpress 通信サービスの料金等を支払わない場合にあつては、その料金等が支払われるまでの間)を定めて、インマルサット Fleet Xpress 通信サービスの通信を停止することがあります。
 - (1) 支払期日を経過してもインマルサット Fleet Xpress 通信サービスの料金、割増金又は遅延損害金を支払わないとき。
 - (2) 当社の承諾を得ずに、インマルサット Fleet Xpress 地球局設備に自営端末設備を接続したとき。
 - (3) 第7章 自営電気通信設備等の接続等の規定に違反して、自営電気通信設備又は当社若しくは当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線をインマルサット Fleet Xpress 地球局設備に接続したとき。

- (4) 第 48 条 自営端末設備の接続の検査等に違反して、自営端末設備について当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果技術基準等に適合していると認められない自営端末設備をインマルサット Fleet Xpress 地球局設備から取りはずさなかったとき。
 - (5) 第 29 条 使用契約者の義務の規定に違反したとき。
 - (6) そのインマルサット Fleet Xpress 地球局設備が、インマルサット社の型式承認への適合を維持できなくなったとき。
 - (7) 使用契約の場合であって、事前にインマルサット社から同社による審査と承認の手続きが求められる取扱いにおいては、当社がインマルサット社からサービス提供の停止又は適用する提供条件の変更の通知を受けたとき。
 - (8) 前各号のほか、インマルサット Fleet Xpress 通信サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、実施期日及び期間を使用契約者に通知します。

第6章 通信等

第38条 サービスの取扱海域等

インマルサット Fleet Xpress 通信サービスは、インマルサット社の通信衛星の覆域内の海域にあるインマルサット Fleet Xpress 地球局に発着するものに限って取り扱います。

第39条 電話通話の取扱地域

インマルサット Fleet Xpress 基地地球局経由により、インマルサット Fleet Xpress 地球局から発信するインマルサット Fleet Xpress 電話通話を取り扱う国又は地域は、電話サービス等料金表に掲げる国又は地域及び本邦に限ります。

第40条 IP パケット通信の種類と取扱地域

1. 当社携帯基地地球局経由により、インマルサット Fleet Xpress 地球局から発信するインマルサット Fleet Xpress IP パケット通信はインターネットにあてる場合のみ取り扱います。
2. 前項の場合、取扱地域の定めはありません。
3. インマルサット Fleet Xpress IP パケット通信がインターネットに接続する箇所として、ニューヨーク、シドニーまたはアムステルダムから 1 か所を指定することができます。ただし、アムステルダムを選択した場合には料金表に定めるオプション料金が発生します。

第41条 通信時間等の測定等

1. 音声通話の通話時間は、インマルサット社交換局の交換設備が受信者側の電話設備から応答信号を受信した時刻から発信者側の電話設備から通話終了の信号を受信した時刻までの時間とし、当社の機器により測定します。

2. 前項の場合において、当社の責めに帰すべき事由又は不可抗力によりインマルサット社交換局が音声通話を行うことができなかつたと認められた時間又は通話に適さなかつたと認められた時間は、通話時間に算入しません。
3. 前項の規定にかかわらず、音声以外の通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその通信ができなかつたときは、通話時間の調整は行いません。ただし、音声による通話ができない状態であったときは、この限りではありません。
4. インマルサット Fleet Xpress データ通信の通信時間は、インマルサット社交換局の交換設備が受信者側の自営端末設備から応答信号を受信した時刻から発信者側の自営端末設備から通信終了の信号を受信した時刻までの時間とし、当社の機器により測定します。
5. 前項の規定にかかわらず、発信者又は着信者の責めに帰すことのできない事由により、通信中に中断等が生じたときは、当社が通信に適さなかつたと認められた時間は、通信時間に算入しません。ただし、加入契約回線又は使用契約者回線の終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約回線等に当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続し、通信が行われた場合において、その接続を原因とする伝送品質の不良によりその通信に中断が生じたときは、この限りではありません。

第42条 中断等の申告

1. 電気通信設備の障害、業務上の過誤その他発信者の責めに帰すことのできない事由により、音声通話またはインマルサット Fleet Xpress データ通信に中断等があったときは、発信者は、直ちにその旨を当社に申告してください。
2. 当社は、前項により中断等の申告を受けた音声通話またはインマルサット Fleet Xpress データ通信の通信時間を前条の規定に従って調整します。
3. 第1項に規定する中断等の場合において、発信者の責めに帰すことのできない事由により、直ちにその旨の申告ができなかつたときは、当社は、その音声通話に係る請求書の発行日から起算して6か月以内に限り、申告に応じ、前項の調整すべき通話時間に対応する通話料を減額又は返還します。

第43条 応答装置等に接続された音声通話

音声通話を接続する場合において、受信者側の電話設備が、加入者不在の場合に応答する装置又は不在加入者の代行を業とする者に接続されているため、受信者側からその装置又は代行業者による応答があったときは、受信者側の電話設備に接続されたものとみなします。

第44条 サービスの稼働率

1 当社は、インマルサット Fleet Xpress 通信サービスの提供に当たり、保証するサービスレベルとして次表のとおり目標とする稼働率を定めます。

	ネットワーク稼働率	CIR 稼働率
保証対象	インマルサット Fleet Xpress 通信サービスが GX 端末及び FB 端末いずれかにより利用いただける合計稼働時間の月間総時間に対する割合 ※ネットワーク障害で GX 端末又は FB 端末のいずれかが利用できなくても、もう一方が利用できる場合は稼働時間の対象とします。	インマルサット Fleet Xpress IP パケットサービスが GX 端末でご契約頂いた CIR のスループットでご利用いただける合計稼働時間の月間総時間に対する割合
目標稼働率	99.9%	95.0%

2 前項で定める稼働時間はインマルサット社の測定によります。

3 第1項で規定する目標稼働率は、次の場合には適用されないものとします。

- (1) 不可抗力の事象が発生した場合
- (2) 使用契約者による契約義務違反があった場合
- (3) 使用契約者による不作為があった場合
- (4) 計画された保守作業の場合
- (5) サービス導入時に設置された機器又はPCの故障、誤使用があった場合
- (6) 衛星構成上のカバレッジの隙間で利用した場合
- (7) 衛星の太陽活動による停止又は他の天体による妨害が発生した場合
- (8) 使用契約者が手配した接続回線障害が発生した場合
- (9) インターネット全体のネットワーク稼働率が低下した場合
- (10) 外部の妨害要因が発生した場合
- (11) サービス利用休止期間中の場合
- (12) 既に契約が終了している場合
- (13) 契約プランの CIR が機器推奨最大値を超過している場合

第7章 自営電気通信設備等の接続等

第45条 自営電気通信設備等の接続

使用契約者は、インマルサット Fleet Xpress 地球局設備に自営電気通信設備又はいかなる電気通信回線も接続してはなりません。

第46条 自営端末設備の設置範囲

自営端末設備の設置範囲は、インマルサット Fleet Xpress 地球局設備が設置されているインマルサット Fleet Xpress 地球局内とします。

第47条 自営端末設備の接続請求

1. 使用契約者は、インマルサット Fleet Xpress 地球局設備に自営端末設備を接続しようとする場合は、その旨を当社に請求してください。この場合は、当社が別に定める書類を当社に提出していただきます。
2. 当社は、前項の請求があったときは、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合しない場合を除き、承諾し、その旨を使用契約者に通知します。

第48条 自営端末設備の接続の検査等

1. 使用契約者は、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「法施行規則」といいます。)で定める場合を除き、当社の検査を受け、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合していると認められた後でなければ、その自営端末設備を使用することができません。
2. 当社は、自営端末設備に異常がある場合その他インマルサット Fleet Xpress 通信サービスの提供に支障がある場合において必要と認めるときは、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行うことがあります。この場合において、使用契約者は、正当な理由がある場合その他法施行規則で定める場合を除き、その検査を拒んではなりません。
3. 前2項の検査を行う場合は、当社の作業者は、所定の証明書を提示します。

第49条 自営端末設備の接続の変更

1. 使用契約者は、自営端末設備の接続を変更しようとするときは、その旨を当社に通知してください。
2. 第47条 自営端末設備の接続請求及び前条 自営端末設備の接続の検査等の規定は、自営端末設備の接続の変更について準用します。

第50条 自営端末設備の接続の廃止

使用契約者は、自営端末設備の接続を廃止しようとするときは、その旨を当社に通知してください。

第8章 料金等

第1節 料金等

第51条 料金

1. 当社が定めるインマルサット Fleet Xpress 通信サービスの料金は、料金表に定めるところによります。
2. インマルサット Fleet Xpress サービスに係る料金その他の債務に係る当社からの請求は、インマルサット Fleet Xpress サービス契約約款、当社が別に定める「ご請求に関するお手続き (<https://biz.kddi.com/support/payment/>)」、当社の「『請求統合』に係る取扱い規約」、「WEB de 請求

書ご利用規約」または「『KDDIまとめて請求』に係る取扱い規約」その他当社が別に定めるところにより行われるものとします。

第2節 料金等の支払義務

第52条 使用契約料・準備料金・導入料金・開通料金の支払義務

1. 使用契約者は、使用契約の申込を行い、その承諾を受けたときは、使用契約料の支払いを要します。
2. 使用契約者は、当社が使用契約者に貸与する INSD ラックの所定の準備作業を行うための準備料金、インマルサット Fleet Xpress 地球局設備を開通するための開通料金の支払いを要します。
3. 使用契約者は、使用契約者がインマルサット Fleet Xpress 地球局設備を設置した後に、当社が、インマルサット Fleet Xpress 通信サービスが利用できるように所定の導入作業を行うための導入料金の支払いを要します。

第53条 基本料の支払義務

1. 使用契約者は、インマルサット Fleet Xpress 通信サービスを利用することが可能となったときは、インマルサット Fleet Xpress 基本料の支払いを要します。ただし、端末機器が指定の納品場所に到着した日から 50 日を経過してもなおインマルサット Fleet Xpress 通信サービスの利用が開始されない場合、その理由が使用契約者によるときは、50 日目から利用開始までの期間、インマルサット Fleet Xpress 基本料の 50%の支払いを要します。
2. 当社は、基本料の支払いにおいて、利用を開始する期日又は本契約を解約する期日が料金月の途中であった場合、その料金月の基本料を次のように請求します。(ただし、解約の場合は、最低契約期間を超えた場合のみに適用します。)この規定において、日割りした金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。
 - ① 月の初日以外から使用を開始した場合、使用開始日から起算し、その月の末日までの使用日数に、月額基本料の 30 分の 1 を乗じて得た額。
 - ② 月の末日以外の日に使用契約を解除した場合、その月の初日から当月末までの基本料を請求します。
3. 当社は、第 20 条 使用契約変更申込及びその承諾に基づくプラン変更が行われた場合、月額基本料の支払いをその利用日数に応じて日割ります。この場合において、変更後の月額基本料の適用は、プランの変更があったその日から適用します。

第54条 付加機能使用料の支払義務

付加機能(料金表において基本料が定められているものに限ります。)の提供を受ける方は、付加機能の使用が可能となったときは、付加機能使用料の支払いを要します。ただし、端末機器が指定の納品場所に到着した日から 50 日を経過してもなおインマルサット Fleet Xpress 通信サービスの利用が開始されない場合、その理由が使用契約者によるときは、50 日目から利用開始までの期間、付加機能使用料の 50%の支払いを要します。

第55条 通信料の支払義務

1. 使用契約者は、インマルサット Fleet Xpress 通信について、第 41 条 通信時間等の測定等の規定により当社が測定した通信時間又は有料情報量と料金表の規定に基づいて計算される通信料の支払いを要します。
2. 使用契約者は、使用契約者以外の方が行ったインマルサット Fleet Xpress 通信に係る通信料についても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社に対し支払いの責任を負っていただきます。

第56条 機器保証料の支払義務と保証の適用

- 1 使用契約者は、当社から貸与する INSD ラックについて、機器保証料の支払いを要します。
- 2 機器保証料による保証の適用条件は次の各号によります。
 - (1) 船への浸水などの事情により INSD ラックに損傷、滅失等が発生した場合は、修理部品又は交換品、及びそれに伴う作業に係る費用の保証対象については別途規定するものとします。
 - (2) INSD ラックの事故その他による損傷、滅失による修理又は交換が必要となった場合は、機器の修理代金等が別途発生します。この場合は、別に定める免責金額が設定されます。
 - (3) 修理部品又は交換品の輸送及びそれに伴う通関等の諸経費は使用契約者の負担となります。
 - (4) 修理作業又は交換作業にかかる渡航、宿泊及び待機に係る費用は保証対象に含まれません。
- 3 前項(1)号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、保証は適用されません。
 - (1) 使用契約者が、INSD ラックを疎かに取り扱ったり、誤った使用をしたりした場合
 - (2) 使用契約者が、INSD ラックの機器やその構成を改造した場合
 - (3) 使用契約者が、契約に違反して INSD ラックを使用した場合
 - (4) 使用契約者が、当社の指示にもとづく INSD ラックの保全や管理を遵守しなかった場合

第3節 違約金

第57条 使用契約者が行う使用契約の解除時の違約金

1. 使用契約者が行う使用契約の解除について、契約期間の満了前の解約の場合、使用契約者は、解約日を含む月から契約期間の満了日を含む月までの残余月数と6ヶ月のいずれか小さい月数に月額利用料を乗じて得られる金額の違約金を支払わなければなりません。
2. 前項の契約期間には、初回の最低契約期間の満了後に自動更新された契約期間を含みます。
3. 契約満了日を含む月の解約の場合には違約金が発生しません。ただしこの場合にも、第 53 条 基本料の支払義務に示す通り使用契約の解除時の支払い条件が適用になります。

第58条 プラン変更時の違約金

1. プラン変更時の違約金発生有無は、料金表のうち変更前後のプランに併記された優先順位の値により決まります。優先順位の値は小さいほど高く、1 が最高となります。
2. 契約期間の満了前のプラン変更であり、かつ料金表に示す優先順位の数字が現在ご契約のプランの優先順位より低いプランへ変更となる場合(これをダウングレードといいます)、使用契約者は、プラン変更が

適用される月から契約期間の満了日を含む月までの残余月数にご契約プランの月額基本料の 25%を乗じて得られる金額の違約金と 6 ヶ月分の月額利用料のいずれか小さい額を支払わなければなりません。

3. 前項の契約期間には、初期の契約期間後に自動更新された契約期間を含みます。
4. 契約満了日を含む月のプラン変更の場合、ならびに、料金表に示す優先順位が現在ご契約のプランの優先順位と同じか、より高いプランへ変更となる場合(これをアップグレードといいます)には違約金が発生しません。

第4節 料金等の返還

第59条 基本料の返還

1. 当社は、インマルサット Fleet Xpress 地球局設備に係る使用契約者の責めに帰することができない事由により、第 44 条 サービスの稼働率を満足できない事象が生じたときは、使用契約者からの請求により、Fleet Xpress 基本料の減額又は一部返還に応じます。
2. 前項について、第 44 条 サービスの稼働率に規定するとおり、ネットワーク稼働率が目標稼働率を下回った場合は、その稼働率に応じて、次表のとおり月額基本料に対する返還割合を定めます。ただし、稼働率が 97.50%を下回る場合でも最大の返金割合は 3.30%とします。

ネットワーク稼働率	1 か月当たりの ネットワーク故障時間	月額基本料に対する 返還割合
100.00～99.90%	0～0.72 時間	0.00%
99.89～99.50%	0.72～3.6 時間	0.25%
99.49～99.00%	3.6～7.2 時間	0.50%
98.99～98.50%	7.2～10.8 時間	1.00%
98.49～98.00%	10.8～14.4 時間	1.50%
97.99～97.50%	14.4～18 時間	2.00%
97.50%未満	18 時間超	3.30%

1. 第 1 項について、第 44 条 サービスの稼働率に規定するとおり、CIR 稼働率が目標稼働率を下回った場合は、1%単位で月額基本料に対する返還割合を算出します。ただし、返還割合は最大でも 15%を越えないものとします。
3. 第 1 項から第 3 項で規定される返金対象になるのはインマルサット Fleet Xpress 基本料のみで、付加機能使用料、通信料、機器レンタル料及び機器保証料等は含まれません。
4. 使用契約者は、FX 機器の障害、品質劣化、機能不全に関連した返金以外に、いかなる補償も請求しないものとします。
5. 使用契約者は、当社が別途定める書式により料金返還の申告を行うものとします。
6. 使用契約者は、同じ事象に対してネットワーク稼働率、CIR 稼働率の両方について返還申告することはできません。ただし、違う時期に発生した事象であれば、それぞれ申告できるものとします。

7. 当社は、料金返還額の算定に当たり、第 2 項及び第 3 項の規定により計算して得られた額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げます。
8. 当社は、第 1 項に規定する料金返還の事由が発生した日から起算して 6 か月を経過したときは、その料金の返還には応じません。

第60条 電波の干渉と障害

インマルサット Fleet Xpress 通信サービスに関して、次の場合は、インマルサット社の制御が及ばないため、サービスの過失や障害とは定義しないものとします。

- (1) 港湾内、沿岸地域、リグの近傍または他の船舶により発生する可能性のある干渉の場合
- (2) レーダー、ラジオ中継、WiMAX、放射状の構造物、Ku 帯、C 帯、L 帯を送信または高調波を発生する製品による干渉の場合
- (3) 第 3 者が陸上で提供する L 帯のスペクトルによる干渉の場合
- (4) 船舶のマスト、他のアンテナによる障害の場合

第5節 料金等の計算方法等

第61条 料金等の計算方法等

1. インマルサット Fleet Xpress 通信サービスの料金のうち、インマルサット Fleet Xpress 基地地球局経由によりインマルサット Fleet Xpress 地球局から発信するインマルサット Fleet Xpress 通信の通信料は、第 41 条 通信時間等の測定等に規定する通話時間、通信時間に基づいて計算します。
2. 第 1 項の規定により計算して得た額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げます。

第62条 料金等の請求時期及び支払時期

1. インマルサット Fleet Xpress 通信サービスに関する料金等の請求時期は、原則次のとおりとします。
請求時期は目安であり前後することがあります。ご利用時期に関わらず当社はおお客様にご利用金額を請求することができるものとします。

区分	支払義務者への請求時期
使用契約料	利用開始した月の翌月
準備料金	INSD ラックを納入した月の翌月
導入料金	導入作業が完了した月の翌月
開通料金	インマルサット Fleet Xpress サービスを開通した月の翌月
月額基本料	基本料を利用した月の翌月
付加機能使用料	付加機能を利用した月の翌々月
違約金	違約金の発生事由が発生した月の翌月

通信料	通信を行った月の翌々月
-----	-------------

2. 前項の規定により料金等の請求を受けた支払義務者は、請求書に指定する期日までに、その料金等を支払わなければなりません。

第6節 割増金及び延滞利息

第63条 割増金

インマルサット Fleet Xpress 通信サービスに関する料金を不法に免れた方は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第64条 延滞利息

インマルサット Fleet Xpress 通信サービスの料金及びその割増金(以下本条において「料金等」といいます。)の支払義務者は、請求書に指定する期日(以下本条において「支払期日」といいます。)を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの前日までの日数について年14.6%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第9章 保守

第65条 当社の維持責任

当社は、使用契約者が基本料、機器保証料を支払っている限り、INSD ラックに対する品質の保証のため、使用契約者への電話による支援、リモートによる診断又は訪船による障害解決やサービス復旧に対応することとします。

第66条 使用契約者の維持責任

1 使用契約者は、当社が貸与する INSD ラックの設備保全のため、次の対応を順守することとします。

- (1) 当社の仕様に従った適切な電源と空調が整備された最適な環境を保つこと
- (2) インマルサット社の所有物であることを明示したラベルを INSD ラックに貼り付けること
- (3) 当社及びインマルサット社からの保守条件に従い、INSD ラックを保全、管理すること
- (4) INSD ラックを疎かに取り扱ったり、誤った使用をしたりしないこと
- (5) INSD ラックの機器やその構成を改造しないこと
- (6) 契約に違反して INSD ラックを使用しないこと
- (7) INSD ラックが損傷又は故障が発生した場合は当社に速やかに連絡すること

2 使用契約者は、自営端末設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

第67条 使用契約者の切分責任

1. 使用契約者は、インマルサット Fleet Xpress 通信サービスの利用中において異常を発見したときは、インマルサット Fleet Xpress 地球局設備又は自営端末設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理又は復旧の請求をしてください。
2. 当社は、当社が設置する電気通信設備(使用契約者設備を除きます。)に障害を生じ、又はその設備が滅失したことを知ったときは、速やかにその設備を修理し、又は復旧します。
3. インマルサット Fleet Xpress 地球局設備に障害が生じ、又はその設備が滅失したときは、使用契約者がその負担において補充し、修理し、又は復旧するものとします。ただし、当社が貸与している INSD ラックなどの設備についてはこの限りではありません。
4. 当社は、第1項の請求を受けた場合において、当社の作業者を派遣した結果、異常の原因が、当社が貸与している INSD ラックなどの設備以外のインマルサット Fleet Xpress 地球局設備又は自営端末設備にあったときは、使用契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。

第68条 電気通信設備の変更に伴うインマルサット Fleet Xpress 地球局設備又は自営端末設備の変更等

当社又は外国の電気通信事業者が設置する電気通信設備についてやむを得ない限度において技術的な条件(インマルサット・システムの型式認定の内容及び技術的事項を含みます。)の変更が行われた場合であって、インマルサット Fleet Xpress 地球局設備又は自営端末設備の改造又は変更が必要となったときは、使用契約者にその改造又は変更を行っていただきます。

第10章 損害賠償

第69条 責任の制限

1. 当社は、使用契約者にインマルサット Fleet Xpress 通信サービス(インマルサット Fleet Xpress 地球局から発信されるものに限ります。以下本条において同じとします。)を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由(使用契約者設備に起因するものは、当社の責めに帰すべき事由には該当しません。また、そのサービスの利用にあたり他社接続回線を使用する場合においては、その他社接続回線に係る協定事業者の責めに帰すべき事由を除きます。)によりいずれのインマルサット Fleet Xpress 通信サービスの提供をもしなかったとき(その提供をしなかったことの原因が、陸上のインマルサット Fleet Xpress 地球局より外国側または衛星側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。以下本条において同じとします。)は、そのサービスを全く利用することができない状態(その通信に支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。)にあることを使用契約者が当社に通知した時刻(その前にそのことを当社が知ったときは、その知った時刻。以下本条において同じとします。)から起算して24時間以上その状態が連続したときに限り、その使用契約者からの

請求によりその使用契約者の損害を賠償します。ただし、インマルサット社がその協定事業者の契約約款等の規定により損害を賠償する場合にはこの限りではありません。

2. 前項の場合において、当社は、そのインマルサット Fleet Xpress 通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該インマルサット Fleet Xpress 通信サービスに係る基本料及び付加機能基本料の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
3. 当社は、前項の規定により計算して得られた額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げます。
4. 当社は、インマルサット Fleet Xpress 通信サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。
5. 当社は、使用契約者以外の方からの損害賠償の請求には応じません。
6. 使用契約者は、当社がインマルサット Fleet Xpress 通信サービス又はそれに相当するサービスの提供を行わなかったことにより損害が生じた場合であっても、インマルサット社(その関連会社を含みます。)に対し、その責任を問わないものとします。

第11章 雑則

第70条 サービスに関する技術的事項

インマルサット Fleet Xpress 通信サービスを利用する場合において、自営端末設備の接続に必要な技術的事項は、当社において掲示します。

第71条 当社が別に定める事項

1. この約款(料金表を含みます。)において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。
2. 当社は、前項の事項を変更することがあります。この場合の提供条件は変更後のものによります。

第72条 サービス使用契約者に係る情報の利用

当社は、インマルサット Fleet Xpress 通信サービス使用契約者に係る氏名、名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社及び協定事業者の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、料金の適用、料金の請求等、当社の約款及びインマルサット社の約款の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

料金表

第1部 通則

第1条 料金表の適用

インマルサット Fleet Xpress 通信サービスに関する料金は、この料金表に規定します。

第2条 料金等の変更

当社は、インマルサット Fleet Xpress 通信サービスに関する料金を変更することがあります。この場合には、変更後の料金によります。

第2部 一時金

第3条 使用契約料

料金種別	単位	料金額(税込価格)
使用契約料	1の契約ごとに	11,000円

第4条 準備料金・開通料金

インマルサット Fleet Xpress 地球局設備の一部として貸与する INSD ラックの準備料金、インマルサット Fleet Xpress サービスを開通させるための開通料金は次のとおりです。

	準備料金	開通料金
提供価格(税込価格)	660,000円	72,600円

第5条 導入料金

インマルサット Fleet Xpress 地球局設備の導入作業等に係る導入料金等は次表のとおりです。

導入料金(税込価格)	サービスエリア1		サービスエリア2	
	平日	週末・休日	平日	週末・休日
導入作業(シングルアンテナ)	719,400円	937,200円	899,800円	1,177,000円
導入作業(デュアルアンテナ)	1,007,600円	1,260,600円	1,311,200円	1,645,600円
導入作業(既存 FX へのデュアルアンテナ)	385,000円	479,600円	503,800円	631,400円
Ku から FX へのアップグレード作業	345,400円	433,400円	433,400円	552,200円
Ku から FX へのアップグレード作業 (デュアルアンテナ)	633,600円	792,000円	807,400円	1,023,000円
廃止作業	404,800円	528,000円	503,800円	649,000円
アンテナ置換作業	404,800円	528,000円	503,800円	649,000円
現地調査	231,000円	288,200円	288,200円	378,400円
作業時間単価 (待機、修理、予定外作業の場合)	30,800円	39,600円	39,600円	50,600円

渡航費用(1日当たり)	フリーゾーン	ゾーン1	ゾーン2
提供価格(税込価格)	0円	110,000円	220,000円

適用条件:

- 1) 平日の作業は平日料金、週末・日曜・休日の作業は休日料金がそれぞれ適用されます。
- 2) サービスエリア区分、渡航費用のゾーン区分は別途定めます。

- 3) 導入作業には開通試験含めて約 2 日を要します。使用契約者の責により作業が延長となった場合は作業時間単価による超過料金がかかります。
- 4) 渡航費用には作業者の飛行機代、宿泊費が含まれます。導入作業当日についても渡航費用の対象となります。
- 5) INSD ラック、アンテナ等の機器・部品の輸送費・通関費に手数料を加えた費用が別途かかります。
- 6) 修理作業は時間単価計算になります。宿泊を伴う場合は最低 10 時間の作業時間計算となります。

第3部 月額利用料

第6条 通信サービスの月額基本料

インマルサット Fleet Xpress 通信サービスの月額基本料は次表のとおりです。サービス休止期間中は休止期間中の基本料が適用されます。なお、基本料には INSD ラックの利用料が含まれます。

※表中の MIR、CIR の下り、上りはインマルサット Fleet Xpress IP パケットサービスのデータの伝送方向がそれぞれ船舶にて受信、船舶からの送信を意味するものとします。

<従量制の料金プラン>

■基本料金及び追加 GB 料金(免税)

契約プラン名	MIR (kbps)		CIR (kbps)		月間データ量	月間データ量 超過後制限 速度割合	追加 (Top-up) GB 料金	月額料金		優先 順位
	下り	上り	下り	上り				3年契約	1か月契約	
オプティマム 2M/512 MIR オンリー	2048	512	-		25GB	25%	¥6,600	¥228,000	¥256,000	60
オプティマム 4/1M MIR 128/64 CIR	4096	1024	128	64	250GB	25%	¥1,000	¥334,000	¥378,000	59

上記の CIR はアンテナサイズが直径 100cm の場合の回線速度です。直径 60cm の場合、CIR は上記の半分となります。

<定額制の料金プラン>

■基本料金(免税)

契約プラン名	MIR (kbps)		CIR (kbps)		月間 データ量	月額料金		優先 順位
	下り	上り	下り	上り		3年契約	1か月契約	
フレキシ 4/2M MIR 256/128 CIR	4096	2048	256	128	無制限	¥452,000	¥515,000	58
フレキシ 6/3M MIR 512/256 CIR	6144	3072	512	256	無制限	¥593,000	¥678,000	58
フレキシ 8/4M MIR 1M/512 CIR	8192	4096	1024	512	無制限	¥723,000	¥826,000	58
フレキシ 10/5M MIR 1/1M CIR	10240	5120	1024	1024	無制限	¥958,000	¥1,097,000	58
フレキシ 10/5M MIR 2/1M CIR	10240	5120	2048	1024	無制限	¥1,430,000	¥1,640,000	58
フレキシ 16/5M MIR 2/2M CIR	16384	5120	2048	2048	無制限	¥2,137,000	¥2,453,000	58
フレキシ 32/5M MIR 4/2M CIR	32768	5120	4096	2048	無制限	¥2,844,000	¥3,266,000	58
フレキシ 32/5M MIR 4/4M CIR	32768	5120	4096	4096	無制限	¥4,023,000	¥4,621,000	58

上記の CIR はアンテナサイズが直径 100cm の場合の回線速度です。直径 60cm の場合、CIR は上記の半分となります。

<新規受付停止済みプランの優先順位>

当社で新規受付停止済みプランの優先順位は以下の通りです。特に指定のない限り、契約期間にかかわらず一律の値となります。

プラン名	優先順位
2048/512MIR 2018 プロモプラン(2022)	3年契約:51 5年契約:52
4096/1024MIR 2018 プロモプラン(2022)	37
プレミアム 8192/4096MIR 1024/512CIR プラン(2022)	1
Unlimited-75(1024/256MIR)プラン	53
Unlimited-250(2048/512MIR-128/32CIR)プラン	30

■休止期間中の基本料金

	月額基本料
提供価格(免税)	89,000 円

備考:休止期間中はご契約プランに関わらず一律料金となります。

第7条 機器保証料

当社から貸与する INSD ラックの機器保証料は次のとおりです。

	月額料金
提供価格(税込価格)	9,900 円

備考:機器の損傷または紛失に際しての保証適用に当たっては 242,000 円(税込価格)の免責金額が適用されます。

第8条 音声オプション料金

GX 音声通話用として 5 回線以上設定した場合の、GX 音声オプションの月額料金は次のとおりです。

GX 音声オプション料金(月額料金)	料金額(免税)
GX 音声回線 5 回線の場合	19,000 円
GX 音声回線 6 回線の場合	22,000 円
GX 音声回線 7 回線の場合	25,000 円
GX 音声回線 8 回線の場合	28,000 円
GX 音声回線 9 回線の場合	47,000 円
GX 音声回線 10 回線の場合	50,000 円
GX 音声回線 11 回線の場合	53,000 円
GX 音声回線 12 回線の場合	56,000 円
GX 音声回線 13 回線の場合	59,000 円
GX 音声回線 14 回線の場合	62,000 円
GX 音声回線 15 回線の場合	65,000 円
GX 音声回線 16 回線の場合	68,000 円
GX 音声回線 17 回線の場合	71,000 円
GX 音声回線 18 回線の場合	74,000 円
GX 音声回線 19 回線の場合	77,000 円
GX 音声回線 20 回線の場合	80,000 円
GX 音声回線 21 回線の場合	83,000 円
GX 音声回線 22 回線の場合	86,000 円
GX 音声回線 23 回線の場合	89,000 円
GX 音声回線 24 回線の場合	92,000 円

GX 音声通話用として回線追加する場合の一時金、FB 音声通話用としてマルチボイス機能を追加する場合の、一時金としての設定費は次のとおりです。

音声オプション設定料金(一時金)	料金額(税込価格)
GX 回線追加設定費(追加回線数によらず一律)	55,000 円
FB マルチボイス開通費(Sailor FB 250/500 の場合のみ)	22,000 円

第9条 インターネット接続場所によるオプション料金

インマルサット Fleet Xpress IP パケット通信のインターネット接続場所にアムステルダムを選択した場合のホーム POP ロケーションの月額料金は次のとおりです。

ホーム POP ロケーション料金(月額料金)	料金額(免税)
アムステルダム	10,000 円

第4部 通話料 (付加機能に係るものを除きます。)

第10条 GX 音声通話料金(免税)

インマルサット Fleet Xpress 電話サービスにおいて、GX 端末から発信する GX 音声通話料金は、スタートアップチャージの額と、通話した秒数に次表に示した通話先に応じた分単位の料金額の 60 分の 1 を乗じた額との合計により算出されます。算出結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切上げます。

	通話 1 回 当たり 料金 (円)
スタートアップチャージ	18.9

通話先	固定あて料金(円/ 分)	携帯あて料金(円/ 分)
AFGHANISTAN	110.6	113.1
ALBANIA	42.4	81.0
ALGERIA	48.9	66.9
ANDORRA	19.3	109.3
ANGOLA	63.0	97.7
ANGUILLA	72.0	72.0
ANTARCTICA	394.7	394.7
ANTIGUA & BARBUDA	54.0	54.0
ARGENTINA	12.9	54.0
ARMENIA	41.1	78.4
ARUBA	86.1	86.1
ASCENSION	430.7	430.7
AUSTRALIA	15.4	54.0
AUSTRIA	15.4	87.4
AZERBAIJAN	61.7	92.6
BAHAMAS	33.4	33.4

通話先	固定あて料金(円/ 分)	携帯あて料金(円/ 分)
BAHRAIN	37.3	47.6
BANGLADESH	23.1	21.9
BARBADOS	51.4	90.0
BELARUS	70.7	70.7
BELGIUM	16.7	51.4
BELIZE	97.7	97.7
BENIN	63.0	63.0
BERMUDA	28.3	28.3
BHUTAN	55.3	64.3
BOLIVIA	42.4	48.9
BOSNIA HERZEGOVINA	60.4	70.7
BOTSWANA	38.6	88.7
BRAZIL	12.9	63.0
BRITISH VIRGIN ISLANDS	51.4	51.4
BRUNEI DARUSSALAM	21.9	23.1
BULGARIA	19.3	75.9
BURKINA FASO	69.4	92.6
BURUNDI	36.0	36.0
CAMBODIA	60.4	60.4
CAMEROON	47.6	69.4
CANADA	21.9	21.9
CAPE VERDE ISLANDS	115.7	115.7
CAYMAN ISLANDS	39.9	39.9
CENTRAL AFRICAN REPUBLIC	84.9	84.9
CHAD	60.4	77.1
CHILE	15.4	72.0
CHINA	10.3	16.7
COLOMBIA	27.0	46.3
COMOROS & MAYOTTE ISLAND	119.6	144.0
CONGO	122.1	68.1
COOK ISLANDS	225.0	225.0
COSTA RICA	27.0	27.0
CROATIA	12.9	60.4

通話先	固定あて料金(円/ 分)	携帯あて料金(円/ 分)
CUBA	291.9	291.9
CYPRUS GREEK	15.4	24.4
CZECH REPUBLIC	15.4	75.9
DEM. REP. FO CONGO (ZAIRE)	122.1	119.6
DENMARK	16.7	90.0
DIEGO GARCIA	366.4	366.4
DJIBOUTI	153.0	153.0
DOMINICA	90.0	90.0
DOMINICAN REPUBLIC	55.3	55.3
EAST TIMOR	276.4	276.4
ECUADOR	47.6	86.1
EGYPT	73.3	72.0
EL SALVADOR	48.9	47.6
EQUATORIAL GUINEA	92.6	90.0
ERITREA	110.6	110.6
ESTONIA	72.0	57.9
ETHIOPIA	120.9	120.9
FALKLAND ISLANDS (MALVINAS)	430.7	430.7
FAROE ISLANDS	20.6	20.6
FIJI	101.6	101.6
FINLAND	16.7	45.0
FRANCE	15.4	69.4
FRENCH GUIANA	29.6	96.4
FRENCH POLYNESIA	91.3	91.3
GABON	122.1	122.1
GAMBIA	122.1	122.1
GEORGIA	24.4	57.9
GERMANY	16.7	45.0
GHANA	64.3	69.4
GIBRALTAR	18.0	108.0
GREECE	19.3	38.6
GREENLAND	95.1	90.0
GRENADA & CARRAICOU	54.0	86.1

通話先	固定あて料金(円/ 分)	携帯あて料金(円/ 分)
GUADALUPE	18.0	118.3
GUAM	15.4	15.4
GUATEMALA	51.4	51.4
GUINEA	122.1	122.1
GUINEA-BISSAU	189.0	189.0
GUYANA	117.0	117.0
HAITI	104.1	104.1
HONDURAS	95.1	91.3
HONG KONG	15.4	15.4
HUNGARY	15.4	75.9
ICELAND	12.9	38.6
INDIA	19.3	21.9
INDONESIA	51.4	64.3
IRAN	36.0	51.4
IRAQ	69.4	69.4
IRELAND	15.4	57.9
ISRAEL	16.7	36.0
ITALY	15.4	70.7
IVORY COAST	70.7	70.7
JAMAICA	37.3	95.1
JAPAN	16.7	60.4
JORDAN	28.3	45.0
KAZAKHSTAN	52.7	33.4
KENYA	51.4	93.9
KIRIBATI	216.0	216.0
KOREA SOUTH	15.4	24.4
KUWAIT	34.7	38.6
KYRGYZSTAN	47.6	47.6
LAOS	30.9	30.9
LATVIA	16.7	51.4
LEBANON	47.6	87.4
LESOTHO	114.4	110.6
LIBERIA	84.9	84.9

通話先	固定あて料金(円/ 分)	携帯あて料金(円/ 分)
LIBYA	106.7	106.7
LIECHTENSTEIN	30.9	160.7
LITHUANIA	19.3	38.6
LUXEMBOURG	15.4	57.9
MACAO	24.4	24.4
MACEDONIA	51.4	115.7
MADAGASCAR	122.1	122.1
MALAWI	30.9	30.9
MALAYSIA	12.9	16.7
MALDIVES	192.9	192.9
MALI	61.7	96.4
MALTA	38.6	114.4
MARSHALL ISLANDS	102.9	102.9
MARTINIQUE	18.0	122.1
MAURITANIA	115.7	115.7
MAURITIUS	74.6	74.6
MEXICO	51.4	39.9
MICRONESIA, FEDERAL STATES OF	83.6	83.6
MOLDOVA	55.3	88.7
MONACO	20.6	73.3
MONGOLIA	28.3	28.3
MONTENEGRO	55.3	108.0
MONTSERRAT	56.6	56.6
MOROCCO	69.4	105.4
MOZAMBIQUE	45.0	68.1
MYANMAR (BURMA)	109.3	109.3
NAMIBIA	42.4	96.4
NAURU	363.9	363.9
NEPAL	91.3	91.3
NETHERLANDS	12.9	32.1
NEW CALEDONIA	113.1	113.1
NEW ZEALAND	15.4	51.4
NICARAGUA	63.0	92.6

通話先	固定あて料金(円/ 分)	携帯あて料金(円/ 分)
NIGER	61.7	82.3
NIGERIA	39.9	90.0
NIUE	315.0	315.0
NORTHERN MARIANAS ISLANDS	16.7	16.7
NORWAY	10.3	30.9
OMAN	75.9	75.9
PAKISTAN	34.7	34.7
PALAU	114.4	114.4
PALESTINE	111.9	111.9
PANAMA	19.3	50.1
PAPUA NEW GUINEA	194.1	194.1
PARAGUAY	42.4	55.3
PERU	23.1	45.0
PHILIPPINES	38.6	45.0
POLAND	10.3	77.1
PORTUGAL	48.9	82.3
PUERTO RICO	16.7	16.7
QATAR	105.4	105.4
REUNION ISLAND	102.9	102.9
ROMANIA	30.9	45.0
RUSSIA	12.9	19.3
RWANDA	52.7	52.7
SAMOA	185.1	185.1
SAMOA US	37.3	37.3
SAN MARINO	70.7	70.7
SÁO TOMÉ AND PRINCIPE	419.1	419.1
SAUDI ARABIA	54.0	75.9
SENEGAL	104.1	117.0
SERBIA	55.3	108.0
SEYCHELLES	84.9	132.4
SIERRA LEONE	114.4	147.9
SINGAPORE	16.7	16.7
SLOVAK REPUBLIC	16.7	70.7

通話先	固定あて料金(円/ 分)	携帯あて料金(円/ 分)
SLOVENIA	19.3	70.7
SOLOMON ISLANDS	357.4	357.4
SOMALIA	191.6	191.6
SOUTH AFRICA	28.3	83.6
SPAIN	16.7	57.9
SRI LANKA	48.9	55.3
ST. HELENA & TRISTAN DA CUNHA	430.7	430.7
ST. KITTS & NEVIS	60.4	90.0
ST. LUCIA	55.3	92.6
ST. PIERRE & MIQUELON	147.9	186.4
ST. VINCENT & THE GRENADINES	54.0	88.7
SUDAN	61.7	59.1
SURINAME	90.0	92.6
SWAZILAND	75.9	75.9
SWEDEN	12.9	45.0
SWITZERLAND	16.7	117.0
TAIWAN	16.7	36.0
TAJKIKISTAN	50.1	50.1
TANZANIA	65.6	72.0
THAILAND	12.9	12.9
TOGO	97.7	122.1
TOKELAU	321.4	321.4
TONGA ISLANDS	108.0	108.0
TRINIDAD & TOBAGO	55.3	55.3
TUNISIA	115.7	133.7
TURKEY	19.3	72.0
TURKMENISTAN	52.7	52.7
TURKS & CAICOS ISLANDS	77.1	77.1
TUVALU	227.6	227.6
UGANDA	50.1	50.1
UKRAINE	25.7	46.3
UNITED ARAB EMIRATES	84.9	84.9
UNITED KINGDOM	10.3	23.1

通話先	固定あて料金(円/分)	携帯あて料金(円/分)
URUGUAY	32.1	87.4
US VIRGIN ISLANDS	15.4	15.4
USA	12.9	12.9
UZBEKISTAN	34.7	34.7
VANUATU	221.1	221.1
VATICAN CITY	15.4	15.4
VENEZUELA	16.7	65.6
VIETNAM	46.3	47.6
WALLIS AND FUTUNA ISLANDS	482.1	482.1
YEMEN	66.9	68.1
ZAMBIA	24.4	69.4
ZIMBABWE	39.9	133.7

通話先	料金(円/分)
インマルサットエアロ端末宛	1,026.0
インマルサット FB 端末宛	1,020.0
インマルサット IsatPhone 端末充て	1,026.0
イリジウム端末宛て	893.6
グローバルスター端末宛て	520.7
スラーヤ他の衛星システム端末宛て	1,485.0

第11条 FB 音声通話料金(免税)

インマルサット Fleet Xpress 電話サービスにおいて、FB 端末から発信する FB 音声通話料金は、スタートアップチャージの額と、通話した秒数に次表の通話先に応じた料金額を、最低課金時間を 30 秒とし、以後 15 秒毎に計算する額との合計額により算出されます。算出結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切上げます。

	通話1回当たり料金(円)
スタートアップチャージ	18.9

通話先	通話料金(円/分)
固定端末宛て	45.09
携帯端末宛て	52.80
ボイスメール	45.09
ファックス	569.66
SMS	27.09
インマルサット FB 端末宛て	45.09
インマルサット BGAN 端末宛て	45.09
インマルサット IsatPhone 端末宛て	45.09
インマルサット SB 端末宛て	45.09
インマルサットエアロ端末宛て	639.09
インマルサット Swift 64 端末宛て(音声)	330.51
インマルサット Swift 64 端末宛て(HSD)	2,063.66
イリジウム端末宛て(音声)	1,420.80
スラーヤ端末宛て(音声)	649.37
グローバルスター端末宛て(音声)	1,035.09
その他の衛星システム端末宛て(音声)	896.23

附 則

(実施期日)

この約款は、平成 30 年 5 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正約款は、令和元年 7 月 1 日から実施します。

この改正前の約款の規定によりなされた申込み、承諾等の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(実施期日)

この改正約款は令和 2 年 5 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正約款は令和 2 年 12 月 1 日から実施します。

消費税法改正に伴う税込価格表示への変更

(実施期日)

この改正料金表は、令和 3 年 4 月 1 日から実施します。

利用開始日が令和 3 年 8 月 1 日以降の契約について、3 年契約、5 年契約の最低契約期間満了後に 1 年間ごとに自動更新される契約期間の追加

年次保守の適用除外

(実施期日)

この改正料金表は、令和 3 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正約款は令和 4 年 9 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正約款は令和 5 年 3 月 30 日から実施します。

(実施期日)

この改正約款は、令和 6 年 1 月 4 日から実施します。

紙請求書発行、窓口取扱に関する手数料の追加

(実施時期)

1 この改正規定は、令和 6 年 9 月 2 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

(実施期日)

この改正約款は、令和7年2月14日から実施します。

(実施期日)

この改正約款は、令和7年3月10日から実施します。